

# 第3章 林野火災対策計画

## 第1節 計画の方針

地震災害対策編第1章第1節「計画の方針」を参照のこと。

## 第2節 林野火災体制の確立

### 第1 林野火災対策の実施機関

林野火災の予消防対策を推進するため、次の組織を設け、構成機関相互の連絡、情報交換、計画の実施及び指導等予消防対策の円滑なる実施を図る。

機 関 の 名 称	千歳市林野火災予消防対策本部（本部長：市長、副本部長：助役）
総 務 対 策 部 部 長：総務部長 副部長：産業振興部長	千歳市総務部渉外・防災課 各支所長 産業振興部観光水産課、農林振興課 千歳市消防本部警防課
予 防 対 策 部 部 長：消防長 副部長：消防団長	千歳市消防本部 千歳市消防署 千歳市消防団、消防分団 森林愛護組合

### 第2 林野火災情報の連絡体制

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、気象予警報を的確に把握し、予防の万全を期するため、次により情報の周知徹底を図る。

1 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、札幌管区気象台が火災気象通報の一部として行い、発表及び解除をもって行う。

2 伝達系統

市長は、北海道（石狩支庁）を經由して林野火災気象通報を受理したときは、次に定める関係機関等へ通報する。

